

御代田町公共施設等総合管理計画
(御代田町中長期財政計画)

対象期間

平成 29 (2017) 年度～平成 48 (2036) 年度

はじめに

町では、先人達の努力により、道路・下水道・住宅・公園などの整備を推進する一方で、小中学校・保育園・児童館・学校給食施設の統合など、計画的な社会資本整備により合理化を図ってきました。

現在、全国的に人口減少社会に突入し、当町にも少子高齢化による人口構造の急激な変化が訪れようとしています。町の公共施設等（※1）がこれから大量に更新時期を迎える一方で、「福祉・医療費」の増加など、財政は依然として厳しい状況が見込まれます。

このような状況の中、今後中長期的な視点で、必要な住民サービスや施設・インフラ等が維持できるのか、御代田町の財政が成り立つのか、見通しを立てなければなりません。

このためには、あらゆる公共施設等の維持管理・更新について、安全面や活用方法など、総合的な視点を持ち、統廃合・長寿命化を検討する必要があります。

これらの課題を再認識し、公共施設等をマネジメント（※2）する視点から取り組むための方針として、「御代田町公共施設等総合管理計画」を策定します。

計画策定に当たっては、「計画の目的と位置付け」、「公共施設等を取り巻く現状と課題」、「公共施設のマネジメントに関する基本方針」、「施設類型ごとのマネジメント方針」について、国の指針（※3）に沿って記述します。

※1 公共施設等

町が保有する、庁舎・学校などの建物や、道路・水道管などのインフラ資産、その他備品等の固定資産を指します。

※2 マネジメント

一般的に管理、経営を指します。

本計画では、現在の良好な状態を保つとともに、限られた資産・財源の中で、工夫を凝らして時代に合った公共サービスを提供するための考え方・取り組みを指します。

※3 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

（総財務第75号平成26年4月22日）

1	計画の目的と位置付け	1
	（1）計画策定の目的	1
	（2）計画の位置付け	1
	（3）計画期間	2
	（4）計画の対象範囲	2
	（5）計画の推進体制	2
	①全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有の方策	2
	②総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	2
	③公共施設マネジメントにかかる財政規律	3
	④議会や住民との情報共有	3
2	公共施設等を取り巻く現状と課題	4
2-1	公共施設等を取り巻く現状	4
	（1）総人口や年代別人口についての今後の見通し	4
	（2）財政の長期的な見通し	5
	①歳入	5
	②歳出	6
	③人口推計値との連動が見込まれる歳入・歳出	7
	（3）公共施設等の整備状況	8
	①保有資産の種類と金額	8
	②保有している「インフラ資産」の状況	10
	③保有している「建物面積」の割合	11
	④主な施設の配置	12
	⑤「建物」の築年別の状況（床面積）	13
	（4）公共施設等に係る長期的な更新費用の見通し	14
	（5）財政の長期的な見通し	15
2-2	課題の整理	18
	（1）財源の不足	18
	（2）住民ニーズの変化	18
	（3）施設等の老朽化	18
3	公共施設等のマネジメントに関する基本方針	19
3-1	全体方針	19
	（1）公共施設等の「経営」に関する考え方	19
	①公共施設等とまちづくりの連動	19
	②維持管理費の縮減と施設収入等の確保	19
	③民間施設・ノウハウの活用	19
	④施設総量の抑制	20

⑤広域的な検討	20
(2) 公共施設等の「保全」に関する考え方	20
①点検・診断等の実施方針	20
②維持管理・修繕等の実施方針	21
③安全確保の実施方針	21
④耐震化の実施方針	21
⑤長寿命化の実施方針	21
3-2 短期目標	21
4 施設類型ごとのマネジメント方針	22
(1) 道路・橋りょう	22
(2) 上水道施設	23
(3) 下水道施設	24
(4) その他インフラ	25
(5) 公園施設	26
(6) 公設住宅	27
(7) 地区集会所	28
(8) 学校施設等	28
(9) 庁舎等行政施設	29
(10) 体育施設	30
(11) 消防施設	31
(12) 文化施設	31
(13) 保育園・児童館	32
(14) 産業振興施設等	32
(15) 福祉施設	33
(16) 環境施設	33
(17) その他施設等	34

1 計画の目的と位置付け

(1) 計画策定の目的

本計画は、住民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、必要な公共施設を健全に保有し続けられる運営体制を確立していくことを目的とします。

そのため、当町が所有する全ての公共施設を対象に、町全体の公共施設の総量抑制（保有量の縮減）、施設の維持管理・運営方法の見直し、施設の有効活用等、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取り組み（公共施設マネジメント）を積極的に進めます。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、「選択と集中」の観点から、当町のにぎわいづくりや活性化にも留意しながら、現在及び将来のニーズ等を見据えて公共施設を再構築するという視点が重要です。

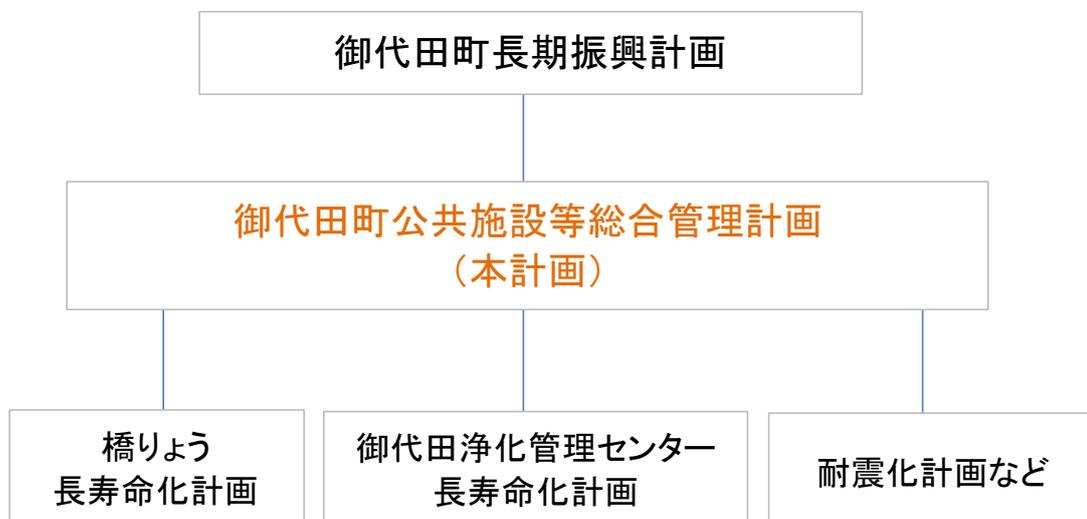
公共施設等は、一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなる一方、町民のニーズは時代とともに変化します。

町民全体の資産である公共施設を、時代に適合させ、多くの町民に効果的に活用してもらうための取り組みを行います。

(2) 計画の位置付け

本計画は、町の上位計画である「御代田町長期振興計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設等の取り組みに対して横断的な指針を提示するものです。

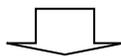
また、これまでに策定した「橋りょう長寿命化計画」「御代田浄化管理センター長寿命化計画」などの個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置付け、本計画の方針との整合性や実現の可能性を検証することとします。



(3) 計画期間

平成 29 (2017) 年度から平成 48 (2036) 年度の 20 年間とします。
ただし、財源等の将来推計は、50 年先を目安に行うものとします。

社会経済環境の変化に対応するため、長期振興計画基本計画の期間と合わせ、おおむね 5 年ごとの見直しを行います。これに合わせ短期目標を定め、実行します。



実行計画期間 平成 29 (2017) 年度～平成 32 (2020) 年度

(4) 計画の対象範囲

本計画は、町が保有する公共施設等を対象とし、その分類は表 1 のとおりです。

計画の対象範囲

表 1

施設区分	施設類型
公共施設	公設住宅、地区集会所、学校施設等、庁舎等行政施設、体育施設、消防施設、文化施設、保育園・児童館、産業振興施設等、福祉施設、環境施設、公園施設、その他
インフラ施設	道路（林道、農道含む）、橋りょう、上水道、下水道、水路、河川

(5) 計画の推進体制

本計画を推進するため、次の取り組みを行います。

①全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有の方策

本計画の推進に当たっては、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、政策間の連携による全体の最適化を目指します。

企画財政課が中心となって情報共有を図り、「御代田町公共施設等総合管理計画検討委員会」等による全庁的な取り組みを行います。

②総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設マネジメントにおいては、職員の意識の向上を図るとともに、財政的視点や全体的な視点、民間活用方法などについての知識・ノウハウの蓄積が必要です。

優良事例の研究や、全職員を対象とした研修を行います。

③公共施設マネジメントにかかる財政規律

ア 更新のための基金積立

更新費用の平準化と、将来の負担軽減のため、更新にかかる費用の一部を積立てます。現状においても、決算状況により可能な額の積立てを行いますが、財政規律としての積み立ての方法と目安については、個別施設計画と照らし、平成 33（2021）年度に設定します。

イ 大規模改修等に備えた基金積立

大規模修繕や、高額な備品等の修繕・更新に対応するため、建物にかかる減価償却費の 25%を目安に積み立てを行います。

大規模改修の費用は、建て替えに係る費用の 6割で想定するのが一般的とされており、試算では減価償却費の 50%の積立額とおおむね一致します。

しかし、基金の充実を優先しすぎると、通常の財政拠出を過剰に制限する事が懸念されます。また、施設によっては大規模改修に係る国庫補助金等もあることから、基金では大規模改修の想定額の 50%（減価償却費の 25%）を目指し積み立てを行います。

これについては、大規模修繕が行われていない比較的新しい施設であるエコールみよた及び御代田中学校で平成 29（2017）年度から試験的に導入し、全体的な運用については、財政状況と個別施設計画を照合し、平成 32（2020）年度に検証します。

④議会や住民との情報共有

本計画及び個別の施設に関する計画は、施設のあり方を考え、まちづくりにつなげることが目的のひとつであるため、わかりやすく情報を公開し、議会や住民との情報共有に努めるものとします。

2 公共施設等を取り巻く現状と課題

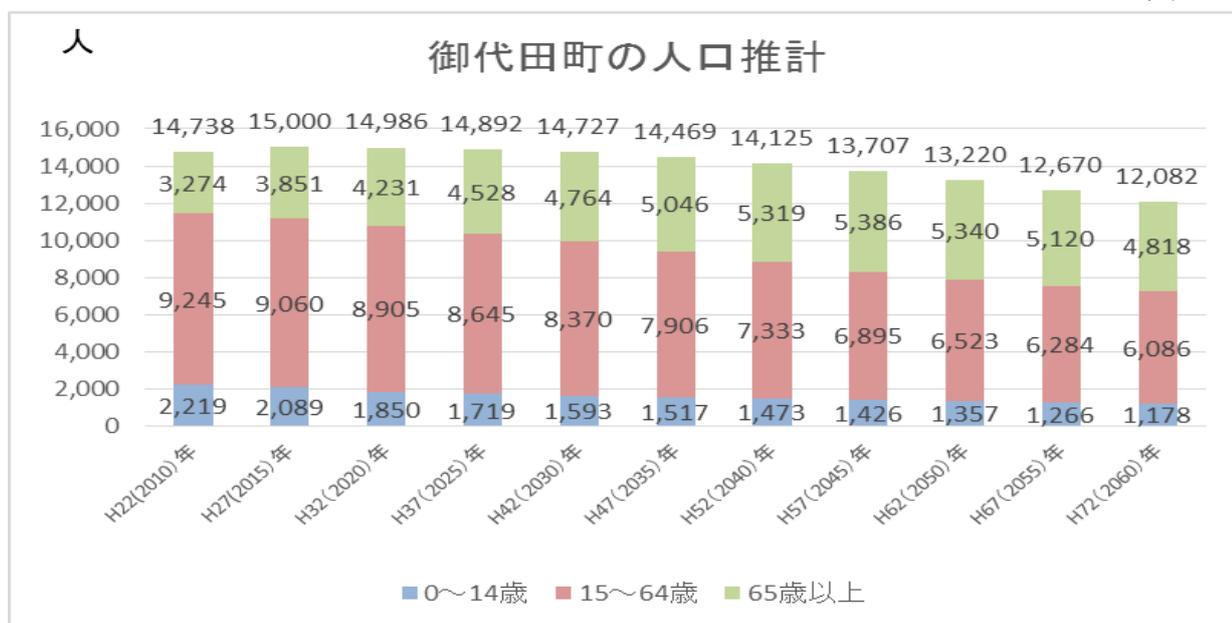
2-1 公共施設等を取り巻く現状

(1) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

御代田町の人口は平成 27 (2015) 年をピークに減少していきます。総人口の減少は緩やかですが、老年人口は平成 22 (2010) 年の 3,274 人が平成 52 (2040) 年には 5,319 人へと急増し、生産年齢人口は平成 22 (2010) 年の 9,245 人から平成 52 (2040) 年の 7,333 人へと減少します。

また、年少人口も平成 22 (2010) 年の 2,219 人が平成 52 (2040) 年には 1,473 人へと減少します。

図 1



町の最上位計画である第5次御代田町長期振興計画は、超長期目標「2万人公園都市構想」を基本に、近年の当町の社会動態（転入超過）が続くことを前提とした人口推計を採用しています。

町では、多方面からの振興策を行うことで、人口増加や社会の活力を維持していくことに挑戦していきます。

しかしながら、今後、大量の公共施設等が更新時期を迎える中で、全ての施設・インフラ等が維持できるのか、財政的に成り立つのか見通しを立てるためには、より厳格な見地で判断する必要があることから、本計画では、国立社会保障・人口問題研究所発表（平成 25 年 3 月）の人口推計値（以下「人口推計値」と表記。）を基に推計しました。

(2) 財政の長期的な見通し

①歳入

歳入の状況は、図2のとおりです。

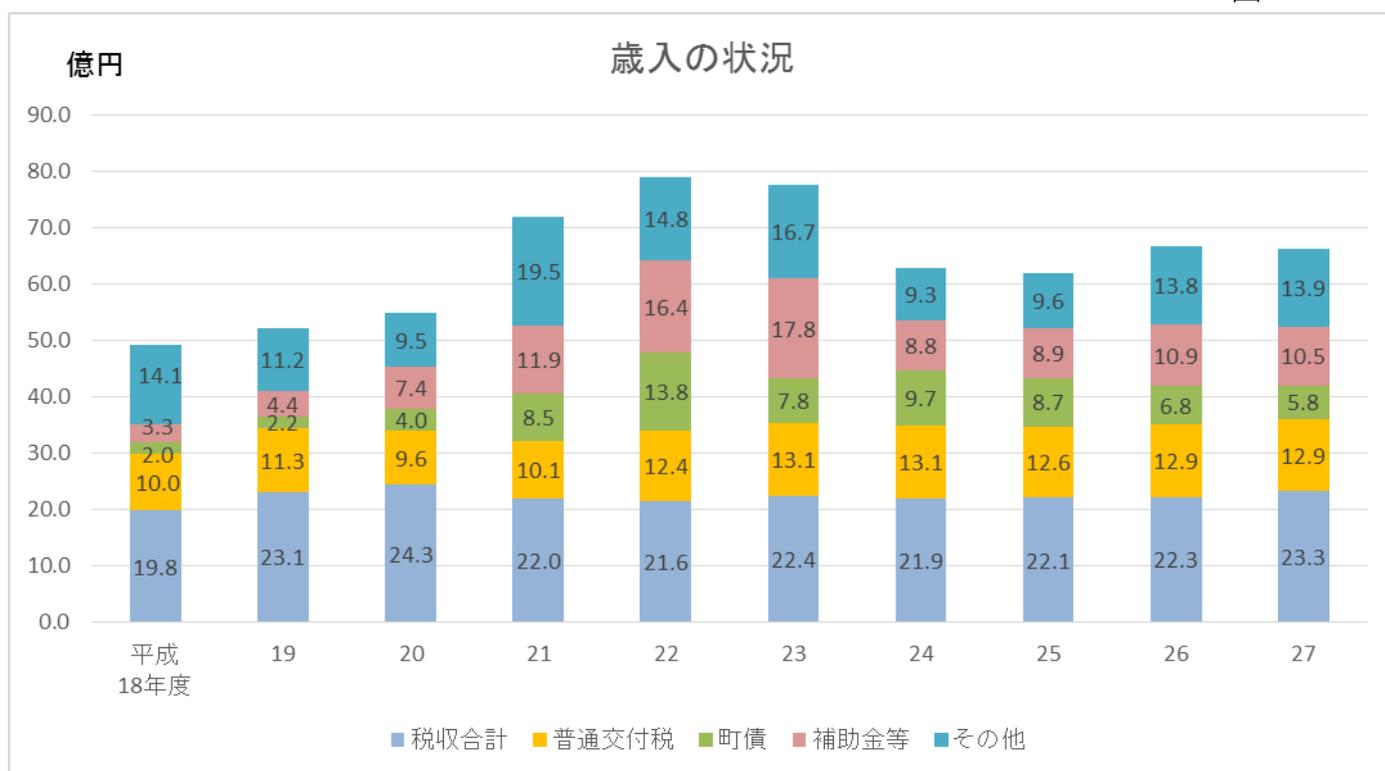
町民税は、経済情勢と労働人口により変動します。また、固定資産税は、主に地価の変動や、住宅等の建設・取壊しなどにより変動します。近年では、税収の合計はおおむね22億円で推移しています。

国や県からの補助金や町債（借入金）は、建設事業の有無により大きく変動します。

平成21（2009）年度から平成23（2011）年度の歳入の増加は、御代田中学校の建設に伴う補助金等と町債の増加が反映されています。

国や県からの補助金については、財政状況が厳しいことから、今後これまでと同規模で交付される確証はありません。

図2

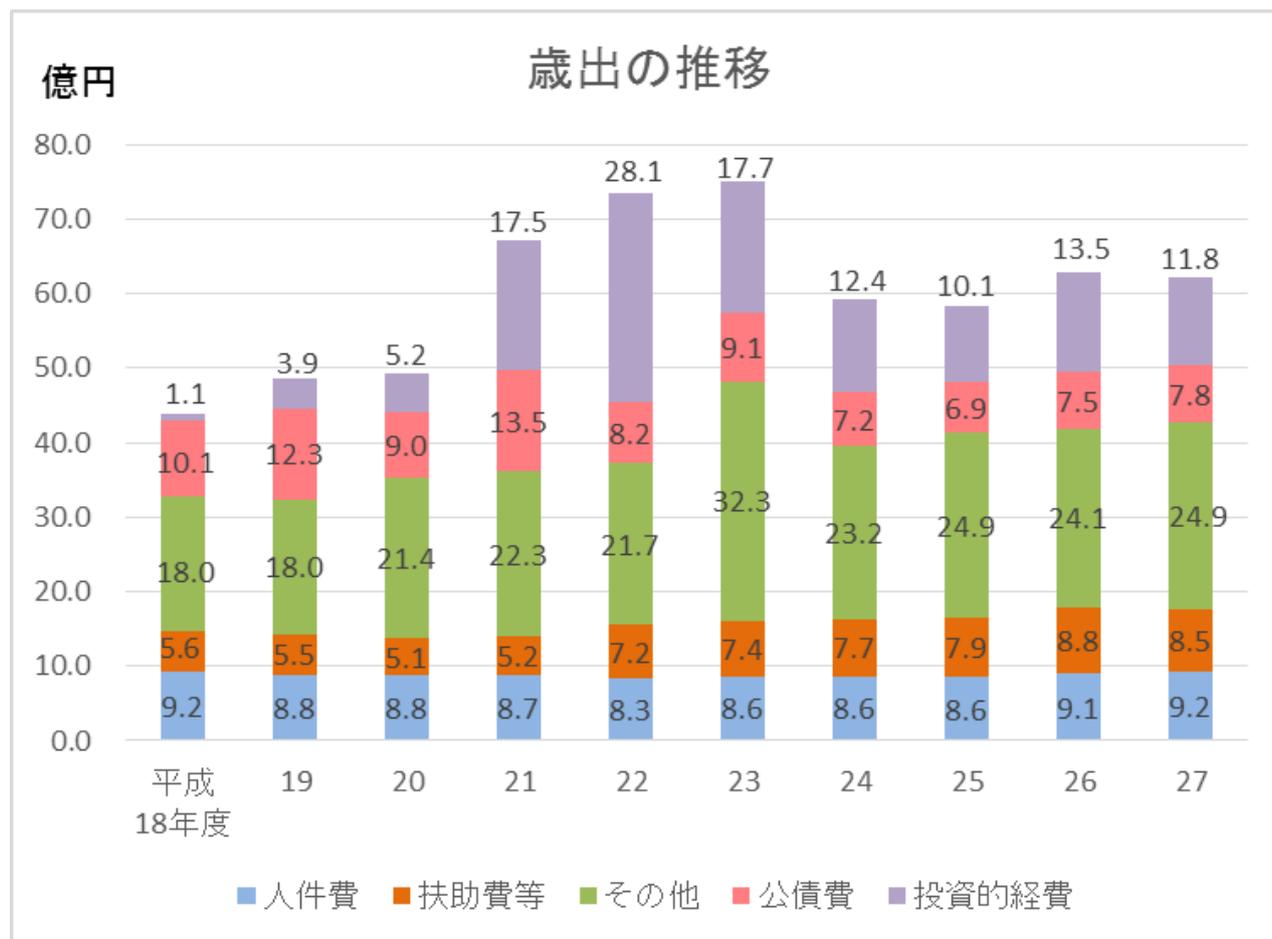


②歳出

歳出総額は、建設事業などの投資的経費の変動と、それに伴う借入金の返済（公債費）により、大きく変動します。

扶助費や医療・介護に係る費用（図3扶助費等）は増加傾向にあり、今後も増加すると考えられます。

図3



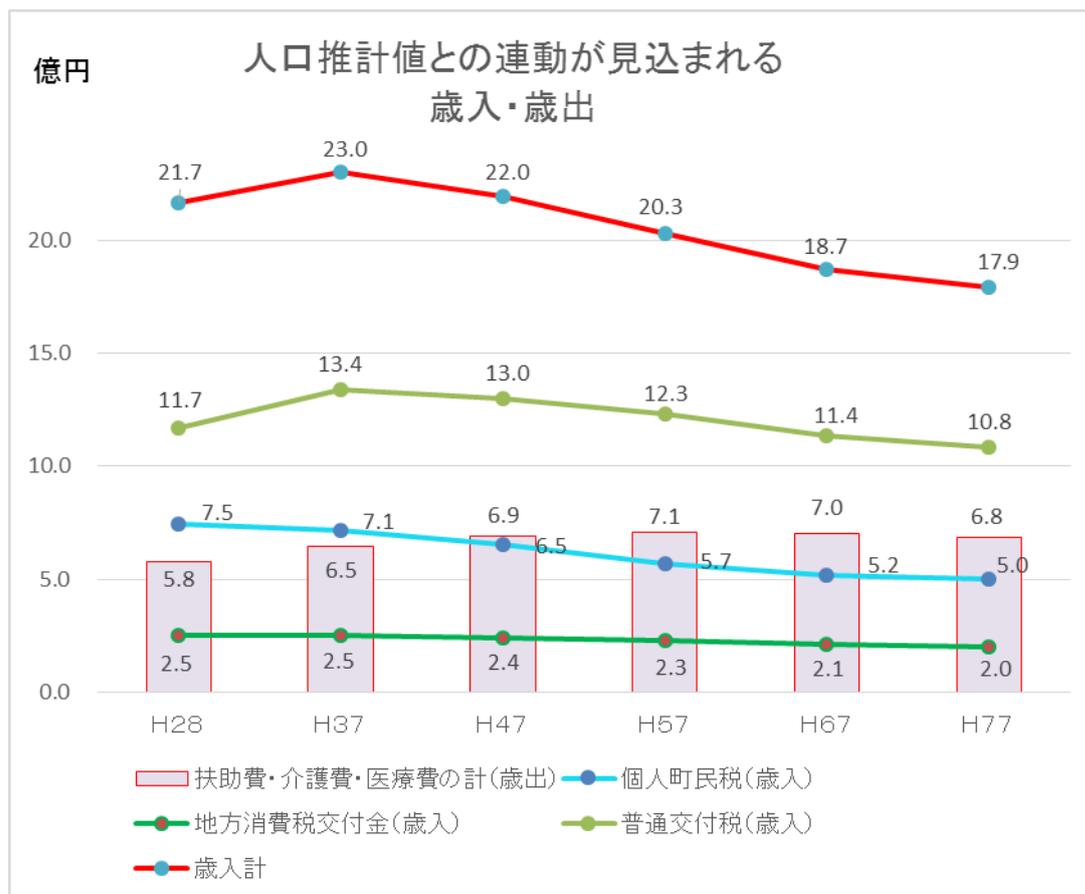
③人口推計値との連動が見込まれる歳入・歳出

扶助費・介護費・医療費の計（町負担分）は、平成 28（2016）年度 5.8 億円に対し平成 77（2065）年度には 1 億円増の 6.8 億円になります。

歳入の合計は、平成 28（2016）年度 21.7 億円に対し平成 77（2065）年度には 3.8 億円減の 17.9 億円になります。

人口構造の変化により、扶助費・介護費・医療費以外に使えるお金は、50 年後には 1 年当たり 4.8 億円減少するといえます。

図 4



(3) 公共施設等の整備状況

当町は、昭和 31 (1956) 年 9 月の 3 村合併により誕生しました。合併当初 8 千人ほどだった人口は平成 27 (2015) 年 10 月の国勢調査では 15,184 人まで増加しました。

人口増加と町民の要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅や体育施設などの建物や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産といった公共施設等を整備してきました。

一方で、小中学校・保育園・児童館・学校給食施設については統合を行い、計画的な社会資本整備を図ってきました。

①保有資産の種類と金額 (表 2 H28.4 現在)

町の保有する固定資産の資産額は、総額で約 369 億 9 千 2 百万円となっています。

保有資産の種類と金額 表 2

種別	資産額 (※ 4) (円)	構成比
建物	13,721,824,161	37.1%
道路	2,294,413,043	6.2%
林道	1,264,521,610	3.4%
農道	1,540,729,240	4.2%
橋りょう	1,644,043,192	4.4%
水路	3,298,913,745	8.9%
個別排水施設	124,582,000	0.3%
農業集落排水 ^{かんきよ} 管渠	516,955,000	1.4%
下水道管渠	9,617,555,000	26.0%
下水マス	173,227,000	0.5%
マンホールポンプ	328,346,000	0.9%
水道管	1,554,359,850	4.2%
工作物	249,640,057	0.7%
備品	662,878,847	1.8%
合計	36,991,988,745	

平成 28 年 4 月 1 日現在

※ 4 資産額

ア 基本的には、取得価格×デフレーター (物価指数を反映) により算出。

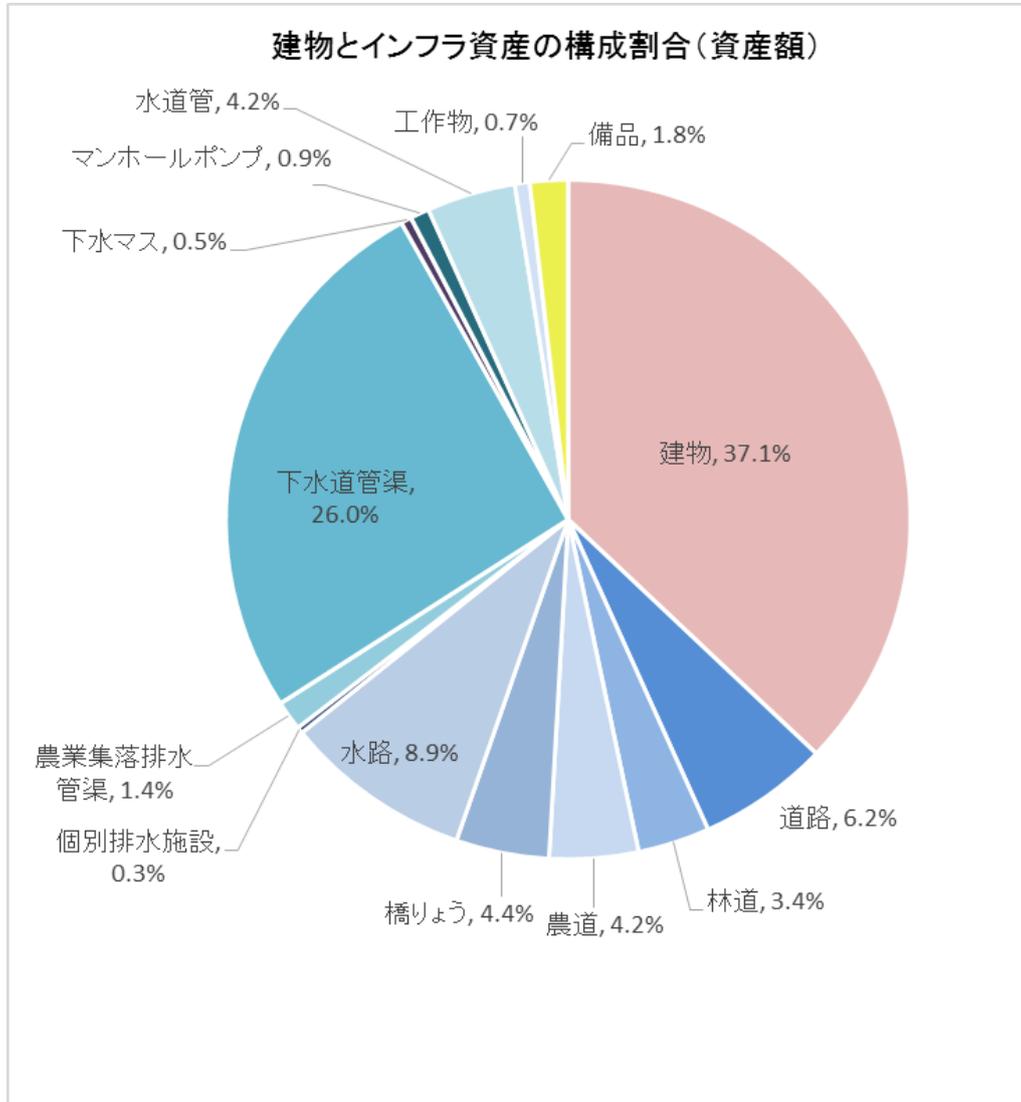
イ 資料が無いものについては、面積×建物災害共済単価により算出。

ウ 道路、農道においては、幅員×延長×再調達価格 (全国平均単価) により算出。

資産の約60%が道路や下水道などのインフラ資産（青系色で表示（※5））であり、建物の割合は約37%となっています。

インフラ資産の中では下水道の管渠が突出しており資産全体の26%を占めています。

図5



※5 インフラ資産

建物・工作物・備品以外をインフラ資産と表記

②保有している「インフラ資産」の状況

当町のインフラ資産の保有状況は表3のとおりです。

今後は、「建設」「整備」する時代から、「賢く使い」「維持する」時代にシフトしていくと想定されます。町の発展や町民の安全性・快適性を確保するため、社会インフラを最適に維持していかなければなりません。

インフラ資産の種類と保有量等

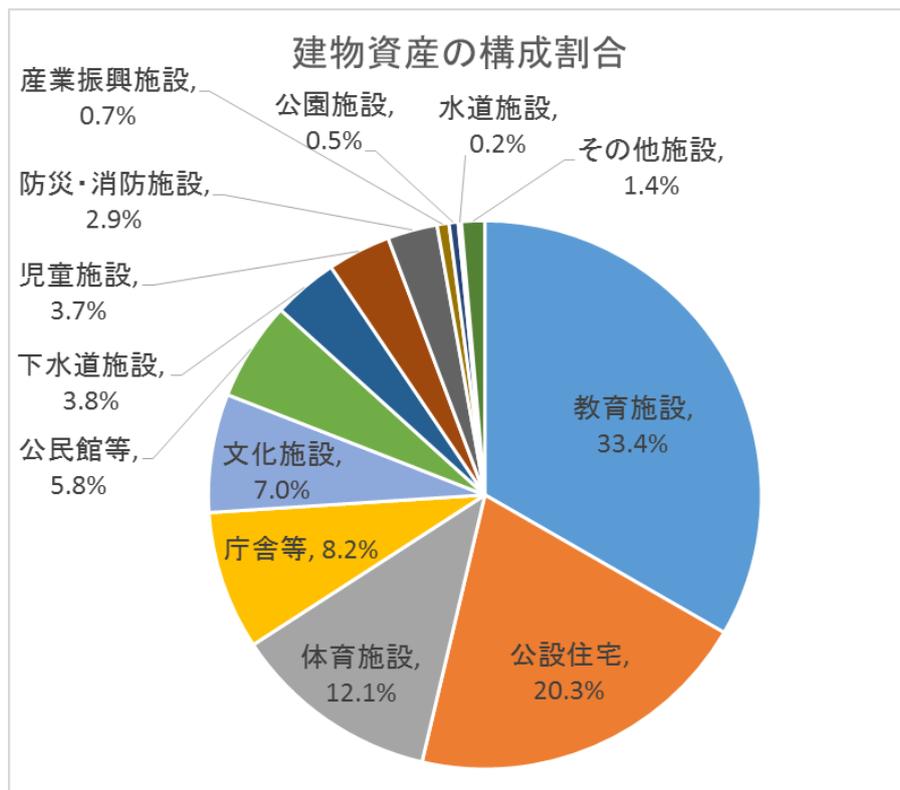
表3

道路（町道）	1級	23.77	km
	2級	11.82	km
	その他	188.58	km
	計	224.17	km
橋りょう		56	橋
配水池等施設		16	箇所
水道管	導水管	1.1	km
	送水管	5.3	km
	配水管	75.7	km
	計	82.1	km
下水道処理施設		2	箇所
下水道管渠		136.2	km
マンホールポンプ		36	箇所
公園	都市公園	3	箇所
	その他公園	7	箇所
	計	12	箇所

平成28年4月1日現在

③保有している「建物面積」の割合

図 6



建物面積等の内訳は、
図 6 及び表 4 のとおりで
す。

教育施設、公設住宅、
体育施設の合計が、約
66%を占めます。

建物資産数と面積

表 4

	施設数 (※ 6)	面積 (㎡)	割合 (面積)
教育施設	20	22,907.71	33.4%
公設住宅	56	13,928.28	20.3%
体育施設	8	8,339.04	12.1%
庁舎等	4	5,608.46	8.2%
文化施設	1	4,792.90	7.0%
公民館等	16	4,001.83	5.8%
下水道施設	6	2,622.83	3.8%
児童施設	8	2,539.14	3.7%
防災・消防施設	14	2,006.48	2.9%
産業振興施設	10	477.22	0.7%
公園施設	6	366.02	0.5%
水道施設	16	127.31	0.2%
その他施設	4	933.61	1.4%
合計	169	68,650.83	100%

※ 6 施設数は、町の固定資産台帳の区分によります。

平成 28 年 4 月 1 日現在

④主な施設の配置

主な施設の配置は、図7のとおりです。

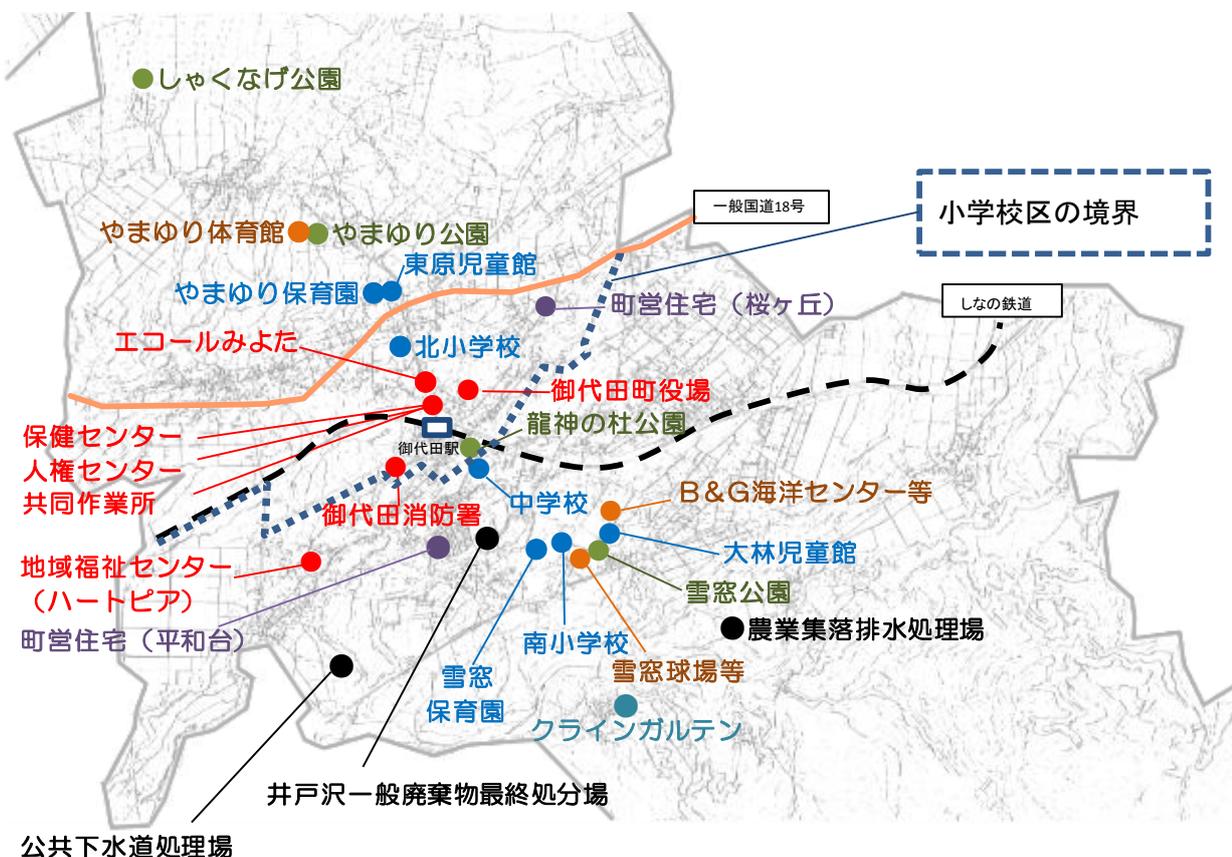
小学校・保育園はしなの鉄道を境に南北で1箇所ずつ配置され、学校給食も各学校にあった機能を中学校の共同調理場に集約するなど、合理化が図られてきました。

また、平成27(2015)年度に大林児童館を増築したことにより、老朽化した平和台児童館の用途廃止が決定し、児童館数も南北に1箇所ずつになります。

第5次御代田町長期振興計画においても、基本構想のベースのひとつとして「小学校区単位をベースとしたまちづくり」を掲げており、バランスのとれた、コンパクトなまちづくりを推進していきます。

主な施設の配置

図7



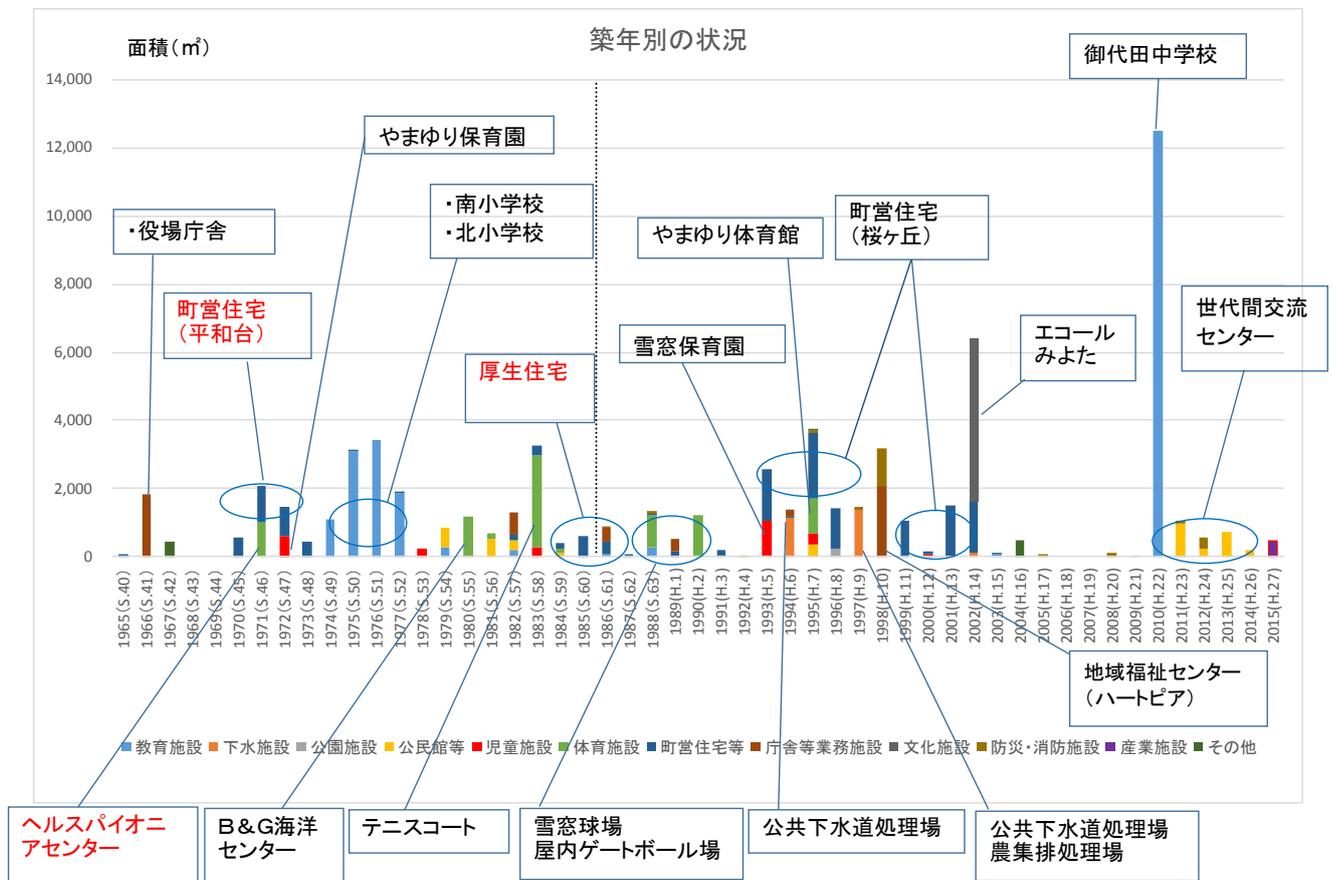
⑤「建物」の築年別の状況（床面積）

当町が保有する公共施設の多くは昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されており、昭和 61 年度以前に建築され、建築後 30 年を経過した施設が床面積比で 36%を超えています。

こうした施設の一部は既に老朽化が進んでおり、大規模改修や耐震化、更新（建て替え）が必要な状況になっています。

図 8 中の赤字標記は、建築後 30 年以上経過し、かつ大規模改修がなされていないものを示しています。

図 8



(4) 公共施設等に係る長期的な更新費用の見通し

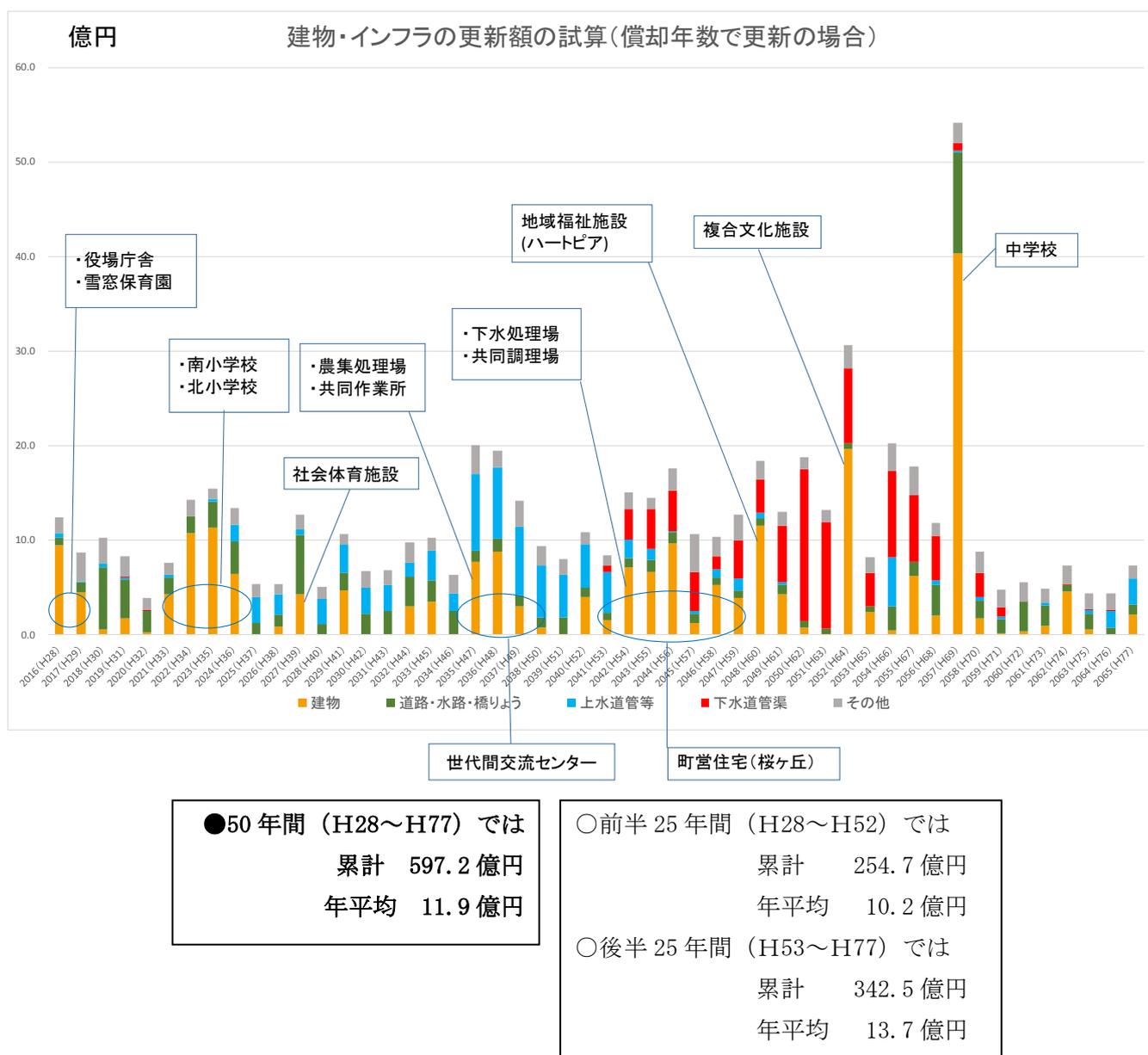
平成 28 (2016) 年度～平成 77 (2065) 年度までの 50 年間における更新費用の推移は、図 9 のとおりです。財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数等(以下「耐用年数」と表記。)が経過した時点で更新すると想定しているため、実際とは異なります。例えば、雪窓保育園は平成 28 (2016) 年度に大規模改修工事を実施したため平成 29 (2017) 年度には更新しません。

平成 54 (2042) 年度から、町営住宅(桜ヶ丘)、下水道施設等の更新時期が同時に訪れ、エコールみよた、中学校の建て替えが続きます。

町道・農道は、現時点で更新年度の予測が困難であるため、更新費用の総額を耐用年数で割った平均値を計上しています。

また、既に耐用年数を経過したものは、試算の期間(50年)で割った額を計上しています。

図 9



(5) 財政の長期的な見通し

税収及び扶助費などの経常経費の試算と、公共施設等に係る長期的な更新費用の見通しを総合的に推計すると、次のとおりとなります。

推計の前提条件

ア 全てのインフラ・施設等を耐用年数が経過した時点で更新します。

イ 人口推計値と連動します。

歳入

i 個人住民税：生産年齢人口と連動（減少）

ii 普通交付税：総人口と連動（減少）

iii 地方消費税交付金：総人口と連動（減少）

歳出

iv 介護給付・後期高齢者医療：75歳以上人口と連動（増加）

v 国保医療費：74歳以下人口と連動（微増の後減少）

vi 扶助費：64歳以下人口と連動（減少）

vii その他：その他項目については、平成33（2021）年度の値を固定して推計します。

ウ 資産の更新費用に対し国庫等の補助を21%で見込みます。

エ 町負担分（79%）のうち、90%を町債（借金）で対応します。

オ 更新費用以外の臨時投資として長期振興計画実施計画を参考に年6千万円の投資的事業費を見込みます。

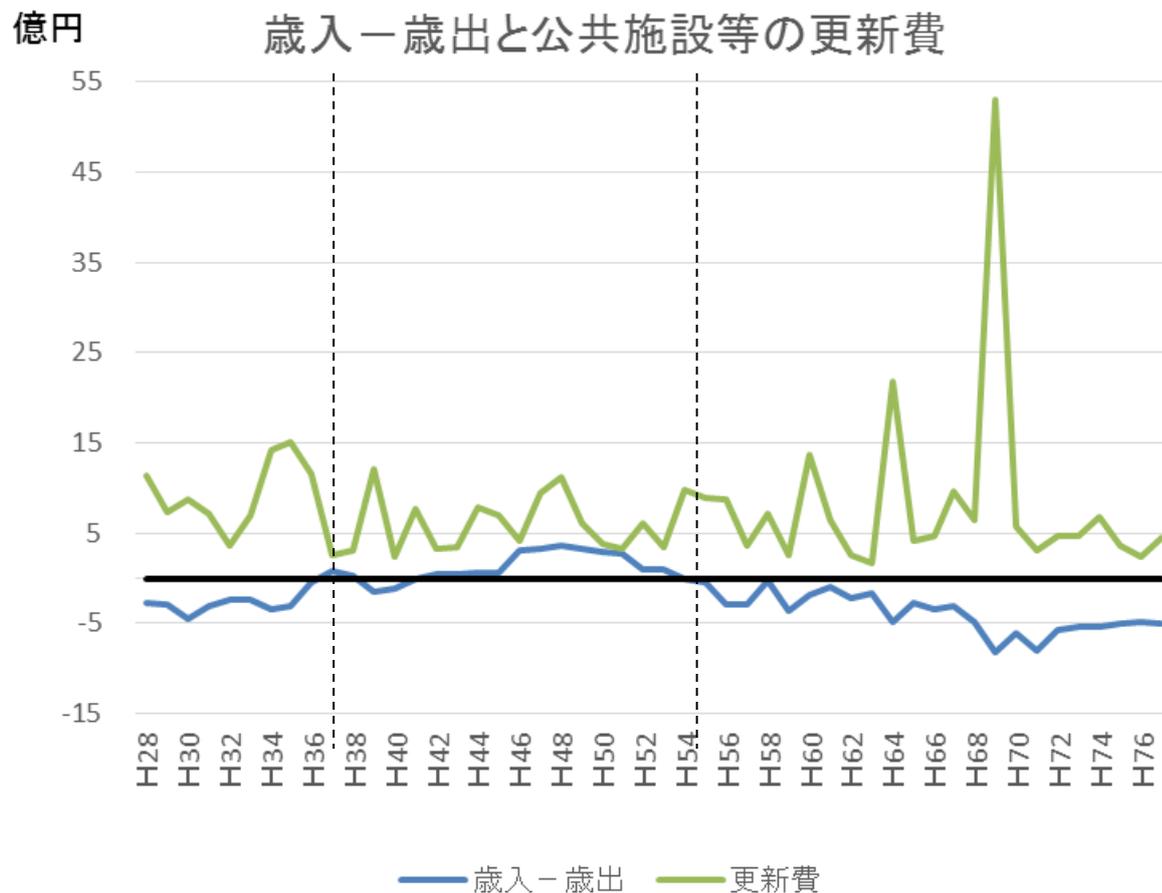
カ 水道事業は独自に固定資産台帳を整備しているため、独自の財政試算結果による一般会計からの繰出を見込みます。

キ 公共下水道事業・農業集落排水事業は、国庫等の補助を40%とし、財政試算結果による一般会計からの繰出を見込みます。

ク 個別排水事業は国庫等の補助金なしでの繰出を見込みます。

図 10 は、歳入から歳出を差し引いた金額と、公共施設等の更新費を示しています。
 平成 28 (2016) 年度以降しばらくの間は、歳入から歳出を差し引いた数値がマイナスで推移し、いったんプラスに転じ、平成 55 (2043) 年度に再びマイナスに転じます。
 プラスに転じる時期は、公共施設等の更新が比較的落ち着いている時期であることがわかります。

図 10



歳入から歳出を差し引いたものの累計はマイナスで推移します（図 11）。累計は、平成 41（2029）年度までにマイナス 27 億円ほどになり、その後改善され平成 54（2042）年度にマイナス 3.5 億円となりますが、再び減少が加速し、改善の兆しがみられなくなります。

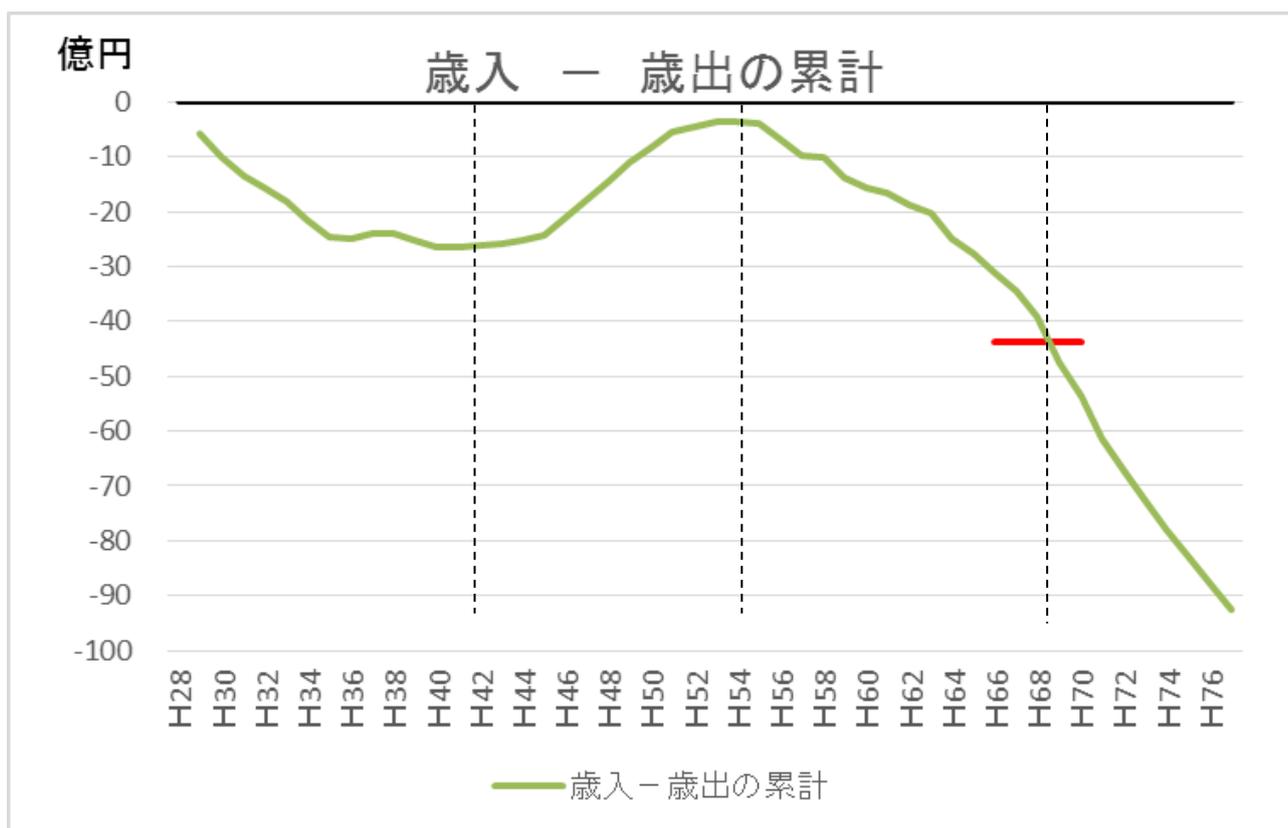
平成 29（2017）年度から 39 年後の平成 68（2056）年度には、基金（※ 7）が底を突き、財政が運営できなくなります。（図 11 中、赤色のライン）

この推計は、あくまで公共施設等を、耐用年数で、そのままの規模で更新した場合を想定しています。耐用年数より長く使用している資産も多数あり、実態とは異なりますが、固定資産台帳により判明している施設規模に基づく試算であるため、長期的な傾向としては、現実的なものといえます。

※ 7 平成 27（2015）年度末残高 約 43.66 億円

役場庁舎整備基金、財産区関連基金、介護保険基金を除く

図 11



2-2 課題の整理

(1) 財源の不足

既存の公共施設等が整備された時代は、生産年齢人口に恵まれた高度経済成長期及びバブル経済崩壊後の経済対策による補助等により、財源の確保が見込めた時代でした。

しかし、少子高齢化が進行し、経済の低成長が見込まれる今後の社会において、公共施設等の維持・更新にかかる財源を十分に確保することは難しい状況です。

更には、教育・医療・福祉など、住民が必要なサービスを受け続けるための財源不足が想定されます。

(2) 住民ニーズの変化

国立社会保障・人口問題研究所による推計では年少人口・生産年齢人口が減少し、老年人口の割合が増えていくことが予想されています。また、技術革新や新しい価値感の広がりなど、社会経済環境は変わり続けています。

人口構造の変化などによる住民ニーズの変化に応じた公共施設のあり方を考えていく必要があります。

(3) 施設等の老朽化

平成 28 (2016) 年 10 月 1 日現在、公共施設等のうち、建物に関しては、面積比で 36.7%が築 30 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。これが 5 年後には 42.4%、10 年後には 54.0%となります。

今後、施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要です。

3 公共施設等のマネジメントに関する基本方針

2で把握した現状と課題から、公共施設等のマネジメントに関する基本方針（考え方）を示します。

3-1 全体方針

(1) 公共施設等の「経営」に関する考え方

①公共施設等とまちづくりの連動

公共施設等の管理に当たっては、個別施設毎に、利用率や利用者の年齢層などの利用形態及び活用状況、コスト等を分析します。この結果を基に、社会経済環境の変化や住民ニーズを照らし合わせ、従来の活用方法にとらわれず、御代田町としてあるべき行政サービス水準や戦略的活用方法を検討します。

②維持管理費の縮減と施設収入等の確保

施設管理の一元化や省エネ等の取り組みにより維持管理費を縮減します。

負担公平の原則から、利用者、受益者から適正な使用料を徴収します。

公共施設等や遊休スペースは、公共性を確保しつつ、民間の経済活動に繋がる活用方法等を検討します。これにより財源を生み出し、維持管理費等に充て、事業の自立性を高めます。

また、用途廃止後の資産及び行政目的がない普通財産は、可能なものは民間への売却を検討します。

③民間施設・ノウハウの活用

社会経済環境の変化や利用状況に応じて、施設の用途や規模などについて柔軟に対応していくためには、町が施設を整備・保有するよりも民間施設やノウハウを活用した方が有利な場合があります。

必要なサービスの提供に当たって、民間活力の導入を積極的に検討することで保有量の縮減や財政負担の軽減を目指します。

したがって、施設の整備についてはPFI（※8）やPPP（※9）の導入により、民間の金融審査の視点を取り入れるなど戦略的に取り組み、管理・運営についても指定管理者制度をさらに進めるなど、民間との連携を図ります。

※8 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ/Private Finance Initiative）は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいいます。

※9 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）/Public Private Partnership）は、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものをいいます。

④施設総量の抑制

公共施設等は一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなります。保有数や面積を抑制することで、長年にわたる財政負担（ライフサイクルコスト（※10））の縮減に繋がります。

このことから、住民にとって必要な機能を維持しつつ、施設総量を縮減します。

ア 建物新設は原則行わない

新たな事業を行うときに建物の新設は行わず、他施設の遊休スペースの活用や、施設の複合化等によって機能を確保することを原則とし、施設の保有量（床面積）を抑制します。

また、利用人口の減少を見据え、需要の少ない施設は、原則として廃止します。

イ 各施設一律の削減ではなく、統廃合による削減を検討する

公共施設の整備と人口減少の関係については、人口規模や動態に対応した整備が求められる施設がある一方、体育館のようにコートの大さきなどから施設規模が決定されるものや地域活動の拠点として地域コミュニティを支える役割を持つ町民利用施設がある等、必ずしも施設保有量が直接人口規模に依存しないものもあります。このため、施設総量の抑制においては統廃合により大胆に再構築するという考え方が必要です。

※10 ライフサイクルコストとは、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費や高熱水費など、施設の管理運営にかかる費用を含めた全ての生涯費用をいいます。

⑤広域的な検討

近隣市町村に同種の施設が存在する場合は、佐久広域連合等による市町村間の協議により、広域的視野を持って施設の新設・維持・更新に関する方向性を検討します。

(2) 公共施設等の「保全」に関する考え方

①点検・診断等の実施方針

必要な施設においては劣化診断を実施し、性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、評価を行い施設間における優先度を付けて、計画的に改修・更新します。特に大規模改造を行う施設にあつては改造と同時に劣化具合を記録し、更新時期の参考とします。

②維持管理・修繕等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施に当たっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度を付けて、計画的に実施します。

管理・運営についても一元化・効率化を図ります。

③安全確保の実施方針

点検診断等により利用者の安全性を確保するとともに、周辺住民に対して危険を及ぼすことがないように取り組みます。危険性が高いと認められた公共施設等や、老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等は速やかに取壊しを行います。

④耐震化の実施方針

公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。

したがって、優先的に災害時の拠点となる施設やインフラの耐震化を図ります。

⑤長寿命化の実施方針

今後も維持することが望ましい施設等については、建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全（※11）を行います。

なお、廃止を予定している施設については、過剰な投資は行わず、利用者の安全性に十分配慮をした必要最低限の改修工事等による維持保全を行います。

※11 予防保全とは、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る手法をいいます。

3-2 短期目標

○個別施設計画の策定（平成33（2021）年3月まで）

平成32（2020）年度末までの短期目標として、全ての個別施設に関するデータを分析し、コスト、施設とまちづくりの連動、長寿命化や更新・統廃合の方針等について精査した個別施設計画を策定します。

個別施設計画は、国のインフラ長寿命化計画ロードマップでは、平成32（2020）年度末までの策定が求められています。

4 施設類型ごとのマネジメント方針

「3 公共施設等のマネジメントに関する基本方針」に基づき、施設類型ごとのマネジメント方針を示します。

(1) 道路・橋りょう

総量抑制の方針	主な対象施設
投資効果の小さい橋りょうは新設を行わない。	① 1級路線 23.77 km ② 2級路線 11.82 km ③ その他路線 188.58 km ④ 橋りょう 56 橋
マネジメント方針	
<p>①投資効果の小さいものは新設を行わず、最低限にとどめます。</p> <p>②道路利用者等のニーズなど地域の実状を考慮して、適切な道路構造を採用し、舗装の長寿命化を図ります。</p> <p>③道路の機能に応じた耐用年数の管理目標の設定を行います。</p> <p>④重要性の高い路線から優先的に、適切で効果的な維持・修繕を行います。</p> <p>⑤道路の改築及び舗装を打替える場合は、道路占用者との連携を図り、効率的な施工を行います。</p>	
保全の方針	
<p>①道路法施行令に基づき、近接目視による5年ごとに1回の点検を行い、国交省告示に基づき、健全性の診断結果を4段階に分類します。</p> <p>②診断の結果により、健全性及び重要性を考慮し、計画的に修繕を行います。</p> <p>③点検及び診断の結果並びに修繕記録等は、施設が供用されている期間はこれを保存します。</p> <p>④施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、策定する個別施設計画（長寿命化修繕計画）に基づき取り組みます。</p>	

(2) 上水道施設

総量抑制の方針	主な対象施設
<p>①投資効果の小さい施設は新設・更新を行わない。</p> <p>②水源の合理化や施設の統廃合・ダウンサイジングを図る。</p>	<p>①配水池等施設 16 箇所</p> <p>②導水管 1.1 km</p> <p>③送水管 5.3 km</p> <p>④配水管 75.7 km</p>
マネジメント方針	
<p>①アセットマネジメント計画（※12）を含む水道ビジョンを策定します。</p> <p>②アセットマネジメント計画は、5年ごとに見直します。</p> <p>③施設については、将来必要水量を勘案し、適正規模になるよう、維持管理・更新・統廃合を図り、水道水の安定供給に努めます。</p> <p>④費用対効果を勘案し、広域的な検討を含めた統廃合を図ります。</p> <p>⑤管路等インフラについては、耐用年数を考慮しつつも更新時期をずらし、計画的に更新を行い財政負担の平準化に努めます。</p> <p>⑥他工事と重複する場合は、同時期に施工するよう調整し、効率的な施工を行います。</p>	
保全の方針	
<p>①点検、診断等の実施に当たっては、水道維持管理指針（日本水道協会）に基づき、管路施設の日常点検や劣化診断等を行います。</p> <p>②中央監視システムや流量計の監視等により、漏水の早期発見ができる体制作りに努めます。</p> <p>③管路については、重要度・老朽具合から優先順位を付け、災害等に備え、耐震性のある管路の水道管に布設替えを行います。</p>	

※12 アセットマネジメントとは、中長期的財政収支に基づいて、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営することを組織的に実践する活動をいいます。

(3) 下水道施設

総量抑制の方針	主な対象施設
投資効果の小さい施設は新設・更新を行わない。	<ul style="list-style-type: none"> ①公共下水道処理施設 1 箇所 ②マンホールポンプ 36 箇所 ③農業集落排水処理施設 1 箇所 ④下水道管渠 136.2 km ⑤個別処理浄化槽 106 基
マネジメント方針	
<ul style="list-style-type: none"> ①ストックマネジメント計画（※13）を策定します。 ②ストックマネジメント計画は、おおむね5年ごとに見直します。 ③施設については、適切な費用負担による維持管理・更新に努めます。 ④管路等インフラについては耐用年数を考慮しつつも、更新時期をずらし計画的に更新を行い財政負担の平準化に努めます。 ⑤今後の人口動態等を勘案し、費用対効果の観点から計画認可区域の見直しを行い、総事業費の削減を図ります。 ⑥公共下水道処理施設と農業集落排水処理施設の統合について検討します。 ⑦他工事と重複する場合は、同時期に施工するよう調整し、効率的な施工を行います。 	
保全の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備の状態を把握するため、また、異常箇所を早期に発見するため、「公共下水道事業計画」に基づき、必要な各種点検（目視及び管口カメラ調査等）を実施します。 ②施設・設備の健全度等の評価や予測及び、定量的に劣化の実態や動向を把握するため、必要な各種調査（TVカメラ調査等）を実施します。また、点検において異常が発見された箇所について、異常の程度を把握するため、より詳細な調査を実施していきます。 ③点検・調査の結果からデータに基づき、健全度や緊急度を診断していきます。 ④点検・調査・診断・記録を行い、その結果に基づき、健全度及び緊急度の観点から優先順位を付け、計画的に修繕を実施し、長寿命化を図っていきます。 ⑤ストックマネジメント計画及び診断結果を活用し、計画的に施設・設備の更新を実施していきます。法定耐用年数をひとつの指標としますが、過去のデータなどに基づき、延長して使用可能な施設・設備等は、経済的耐用年数を設定し、ライフサイクルコストを縮減します。 	

※13 スtockマネジメントとは、中長期における資産の状態を予測しながら、維持管理、改築、修繕を一体的に捉え、計画的かつ効率的に施設管理を行うための取り組みをいいます。

(4) その他インフラ

総量抑制の方針	主な対象施設
経済性・防災機能等が高いものに限り、新設・改良を行う。	①農道 ②林道 ③水路 ④河川
マネジメント方針	
①それぞれの資産の用途・あり方により管理を行います。 ②防災機能を重視し、管理を行います。 ③自然を活かした観光資源との連携を図ります。 ④採算性のあるものに限り、小水力発電等の活用を検討します。 ⑤農道、(農業用)水路については、土地改良施設インフラ長寿命化計画を策定し、計画に基づき管理を行います。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、施設管理台帳を整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(5) 公園施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新のみとし、原則、新設は行わない。	整備済 10 箇所 172,351 m ² ①都市公園：3 箇所 合計 129,499 m ² ・やまゆり公園 39,768 m ² ・龍神の杜公園 34,731 m ² ・雪窓公園 55,000 m ² ②浅間しゃくなげ公園、ポケットパーク等：7 箇所 合計 42,852 m ²
マネジメント方針	
①町内にバランスよく配置されており、災害時の避難場所としても十分な面積が確保されていることから、都市計画において位置付けがある未整備の都市公園を含め、新設は行わないこととします。 ②にぎわいの場、憩いの場にとどまらず、健康づくりなどさまざまな活動の拠点として活用を図ります。 ③集客性があることから、地域のニーズに沿って可能な限り弾力的な運用を図ります。	
保全の方針	
①施設の点検については、担当職員による日常点検のほか、専門家による定期点検（※14）を1年に1回実施します。 ②都市公園の維持管理については、平成23（2011）年度策定の公園長寿命化計画によることを原則としつつ、定期点検による健全度判定（※15）の結果や緊急度等を勘案し、補修・更新等を行います。 施設ごとに管理類型を予防保全型、または事後保全（※16）型のいずれかとし、予防保全施設については、通常の使用に問題なしとされる管理水準である健全度ランク A、若しくは B を目標とします。 ③その他の公園についても、都市公園に準じ、計画的に必要な維持管理を行います。	
※14 国土交通省「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格規程」により国に登録された資格である、（一社）日本公園施設業協会「公園施設製品安全管理士」等の有資格者による点検	
※15 （一社）日本公園施設業協会の定める「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」及び「一般公園施設の安全と品質に関する規準（JPFA-SPL-S:2014）」に基づく判定	
※16 施設等の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う手法	

(6) 公設住宅

総量抑制の方針	主な対象施設
<p>①平和台団地及び桜ヶ丘団地 更新を行わない。</p> <p>②厚生住宅 更新を行わない。 用途廃止（払下げ、除却）を進める。</p>	<p>①町営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和台団地：37戸 10棟 ・桜ヶ丘団地：102戸 7棟 <p>②厚生住宅：29戸 29棟</p>
マネジメントの方針	
<p>①近年、入居者を募集しても満室とならないことが多くなってきています。少子高齢化の進行や世帯当たりの人員の減少、また、住宅事情の多様化等の複合的な要因と考えられます。今後は、サービスが必要な「住宅に困窮する低所得者」の需要を見極め、町として必要な施設の規模を確保していくこととします。</p> <p>②更なる需要の減少が予想される中、今後町は施設を保有せず、空き家や民間賃貸住宅の転貸により公営住宅法の趣旨に沿った住宅の提供を目指します。そのため、現行の桜ヶ丘団地は耐用年数（70年）をもって用途廃止することを前提とした長寿命化を行うこととします。</p> <p>また、老朽化した平和台団地については、引き続き新規入居を停止していきます。</p> <p>③用途廃止後の施設について、町で有効活用ができない場合は、取壊しや民間への売却、貸付けを行います。</p> <p>※ 公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするもの</p>	
保全の方針	
<p>①平成24（2012）年度に策定した長寿命化計画により、計画的な予防保全と事後保全による維持補修を行う。</p> <p>②施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。</p> <p>③定期点検を行って、予防保全的な維持管理を実施します。</p> <p>④点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>⑤修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。</p>	

(7) 地区集会所

総量抑制の方針	主な対象施設
現状維持を原則とする。ただし、地区の人口の変動に伴い再配置も視野に入れる。	①各地区公民館など ②各地区世代間交流センター
マネジメント方針	
①地区の公民館等は地区が使用する施設であるため、地区による管理・更新を原則とします。 ②コミュニティ活動に配慮しつつ、人口の変動に伴い配置単位も検討します。	
保全の方針	
「御代田町地区集会施設等大規模修繕事業補助金」制度により、地区による計画的な保全を補助します。	

(8) 学校施設等

総量抑制の方針	主な対象施設
児童生徒数が減少することが予想されるため、小学校通学区の見直しや学校施設の縮小を検討し、施設規模の適正化を図る。	①御代田中学校 ②御代田北小学校 ③御代田南小学校 ④各付帯グラウンド ⑤各付帯プール ⑥共同調理場
マネジメントの方針	
①小学校については大規模改修を行っており耐震化も終了していることから、施設ごとの長寿命化計画を策定し、メンテナンスサイクルを構築します。 ②メンテナンスサイクルの実行や体制の構築により、財政的な負担を縮減・平準化を図ります。 ③児童生徒の安全に最大限配慮しつつ、余裕教室などの空きスペースの有効活用を進めるとともに、地域の実情に応じた活動や地域との交流等、さまざまな活用を図ります。	
保全の方針	
①施設の状態を的確に把握し、管理するため、管理データを整備するとともに、適時適切なメンテナンスを実施します。 ②定期点検については、事後保全型から予防保全的の維持管理へ転換します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(9) 庁舎等行政施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の将来人口推計等により、規模の縮小及び統廃合を図る。	①役場庁舎 ②保健センター ③人権啓発センター（保健福祉課庁舎） ④防災行政無線
マネジメントの方針	
①防災拠点機能の確保に努めます。 ②新庁舎は、まちの文化・交流ゾーンの一部として、周辺と一体的な活用を図ります。 ③保健センター・人権啓発センターは、新庁舎建設後は有効活用を図り、民間が活用する場合は適切な受益者負担を求めます。 ④有効活用ができない施設は、維持管理コストを勘案し、廃止を検討します。 ⑤防災行政無線は、主に災害時等における防災情報を住民へ伝達する施設であるが、更新時期を見据えて、情報伝達手段の多様化も検討します。	
保全の方針	
①施設の状態を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(10) 体育施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の社会情勢等により、統廃合を図る。	①B&G 海洋センター ②町営グラウンド ③ヘルスパイオニアセンター ④町営弓道場 ⑤町営テニスコート ⑥町営雪窓公園球場 ⑦町営雪窓公園屋内ゲートボール場 ⑧町民芝生広場（芝生グラウンド） ⑨やまゆり公園つどい広場 （多目的グラウンド） ⑩やまゆり公園グラウンドゴルフ場 ⑪やまゆり体育館
マネジメント方針	
①適切な受益者負担による維持管理を行います。 ②利用者の年齢層、利用率等を勘案し、活用方法の最適化・統廃合を図ります。 ③集客能力があるため、付帯事業等による収入の確保を図ります。 ④町民ニーズに最大限配慮しつつ、広域や専門的なニーズへの対応などに対し、独自の強みを活かした活用を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(11) 消防施設

総量抑制の方針	主な対象施設
消防団の組織改革、規模の縮小及び統廃合を図る。	① 御代田消防署（消防団本部） ② 消防団詰所 13箇所
マネジメント方針	
① 消防署庁舎は広域連合による管理を原則とします。 ② 詰所は管理責任者を定め適切な管理を行います。 ③ 防災拠点機能に配慮しつつ、人口の変動に伴い消防団の組織改革を検討します。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(12) 文化施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の社会情勢等により、施設の機能等の見直しを図る。	①複合文化施設エコールみよた ・公民館 ・図書館 ・博物館
マネジメントの方針	
①あつもりホール、会議室等の使用料金改定を検討する場合は、生涯学習活動の拠点としての利用促進と、受益者負担とのバランスのとれた議論を進めます。 ②利用者へ快適な学習環境を提供するため、適切な維持管理を行います。 ③利用者の年齢層、利用率等を勘案し、活用方法の最適化を図ります。 ④集客能力があるため、集客数の向上を図るとともに、付帯事業等による収入の確保を図ります。 ⑤町民ニーズに最大限配慮しつつ、町外利用者や専門的なニーズに対し、独自の強みを活かした活用を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、施設管理台帳を整備します。 ②定期点検の実施及び保守管理業務を専門業者に委託して、予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(13) 保育園・児童館

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の子どもの将来人口推計、社会情勢等により、適正な規模を検討する。	①やまゆり保育園 ②雪窓保育園 ③東原児童館 ④大林児童館
マネジメント方針	
①小学校区単位での整備を原則とします。 ②将来人口の変動を念頭に、長寿命化若しくは適正規模での更新を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って、予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(14) 産業振興施設等

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の社会情勢等により、施設規模の適正化を図る。	①クラインガルテン ・交流施設 1箇所 ・居住施設 8箇所
マネジメント方針	
①適切な受益者負担による維持管理を行います。 ②地域活性化のための各種交流事業の展開により、独自の強みを活かした施設の最大限の活用を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(15) 福祉施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の将来人口推計等により、適正規模での更新及び統廃合を図る。	①地域福祉センター（ハートピア） ②やまゆり共同作業所
マネジメント方針	
①指定管理者制度等による管理を行います。 ②民間事業として独立した運営が可能なものについては、民間への売却や条件付きの貸付けを検討します。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(16) 環境施設

総量抑制の方針	主な対象施設
次期処分場の拡張整備を計画的に行う。	①井戸沢一般廃棄物最終処分場
マネジメント方針	
①町が管理することを基本とし、場内作業等は委託により運営します。 ②最終処分廃棄物の削減に努め、長期にわたる使用を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(17) その他施設等

総量抑制の方針	主な対象施設
民間で有効活用できるもの等は、民間への売却や貸付を行う。	①土地等の普通財産 ②町営駐車場
マネジメント方針	
①民間事業として独立した運営が可能なものについては、民間への売却や条件付きの貸付けを検討します。 ②民間で有効活用できるものは、民間への売却や貸付けを行います。 ③売却に際しては、まちの活性化に向けた積極的な利活用の観点から必要な売却条件を付けるなど、慎重に検討を行います。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。 ④周辺住民に対して危険を及ぼすことがないように、最低限の保全を行います。 ⑤高度の危険性が認められた公共施設等や、老朽化等により用途廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等は速やかに取壊しを行います。	